

各ワーキング・グループで更に精査・検討を要する提案事項

1. 平成 27 年 11 月 21 日から 12 月 15 日までに所管省庁から回答を得た提案事項 122 件について、規制改革会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、各ワーキング・グループで更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり。

健康・医療ワーキング・グループ関連

	チーム (案)	別添の該当 ページ
① カルタヘナ法研究開発二種省令及び基本的事項（5 省告示第 1 号）に係わる P1 施設登録制度の運用	△	1
② 機能性表示範囲の拡大について	△	2

雇用ワーキング・グループ関連

	チーム (案)	別添の該当 ページ
① 監理技術者等の雇用関係の考え方の見直し	△	3

投資促進等ワーキング・グループ関連

	チーム (案)	別添の該当 ページ
① 教育ローンの割賦販売法の規制対象からの除外	○	4
② 輸出貿易管理令の対象品目から血漿分画製剤を外す	△	5
③ 配慮書・方法書手続きの簡略化	△	7
④ 地熱発電における環境アセスメントの規模要件の見直し	△	8
⑤ 圧力容器構造規格の強度計算における腐れ代の取扱いについて	△	9
⑥ 廃棄物処理法に定める産業廃棄物の定義の見直し	△	10
⑦ 電子申込型電子募集取扱業務におけるクレジットカードを使用した決済	△	11
⑧ 酒類棚卸の柔軟な対応及び記帳帳票の簡素化について	△	12
⑨ 消費増税に伴う、景表法（ベタ付け景品の上限額）について	○	13
⑩ 法定調書に係るデータを所轄税務署宛て提出する際の事務手続の簡素化	△	14
⑪ 特殊車両通行許可の標準処理期間の見直し	△	15
⑫ 自動車の登録制度の問題と改善について	○	16
⑬ 臨時報告書提出事由の明確化等	△ (下段)	18

地域活性化ワーキング・グループ関連

	チーム (案)	別添の該当 ページ
① 貨物運送事業法の規制緩和について	△	19

※「◎」: 各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

「○」: 再検討が必要（「◎」に該当するもの除く。）と判断し、規制シートの作成対象とする事項

「△」: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

2 上記以外の提案事項について

上記以外の提案事項については、引き続き、ホットライン対策チームの精査・検討対象とし、必要に応じ各ワーキング・グループにおいて対応する。

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 27 年 10 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 11 月 18 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 11 月 30 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	カルタヘナ法研究開発二種省令及び基本的事項（5 省告示第 1 号）に係わる P1 施設登録制度の運用
具体的内容	<p>（具体的内容）</p> <p>カルタヘナ法研究開発二種省令第四条の定める拡散防止措置対応施設のうち、希望する施設を対象に P1 施設登録制度を運用する。登録に際しては、施設概要（所在、設備、管理体制、緊急時対応と連絡先）と事故等を想定した対応策※ 1 を届出る。施設登録により法第三条に基づく告示第二の 2 項と重複する内容は対応済みとみなす。また、事故等が生じた場合であって、届出事例に該当することを実施機関の安全委員会で判断した場合には、予め定めた対応に基づき対処する。</p> <p>※ 1；当該施設等において破損その他の事故が発生し、当該遺伝子組換え生物等について法第十二条の主務省令で定められた拡散防止措置を執ることができないとき（事故等）の想定と対応を記載する。</p> <p>（提案理由）</p> <p>日本国内においてカルタヘナ法の国内措置に関わる法令を遵守しつつ創薬に関する研究開発をおこなう場合、研究機関の負担は大きい。また、海外との研究連携時に、政府発行の認証番号や事故の対応・措置の提示が求められることがある。EU 諸国と同様※ 2 に P1 施設に登録制度を導入することで、P1 登録施設は、国際的には認定機関の番号を提示でき、また事前登録によって、実施機関内において申請件数の多い P1 実験における各実験申請ベースでの個別確認項目を軽減し、申請・審査過程のかなりの部分の効率化、省力化を達成できる。一方、事故等については、平成 16 年のカルタヘナ法施行以来、事例とその対応の集積が行われてきており、様々な事例が共有されてきた経緯がある。これらを基に、対応策を予め機関独自に定めて届出ておく事は、拡散を最小限に抑える意味で重要である。</p> <p>※ 2；生物多様性条約に批准していない米国を除く EU 加盟国では、施設登録制度による運用がなされており、研究連携時、各国監督機関発行の認証番号の提示による確認が行われる。また登録に際し、各拡散防止措置レベルに応じ事故時の対応・措置を記載する（リスクの高いものについては確認）ことが求められる。</p>
提案主体	日本バイオ産業人会議

	所管省庁：文部科学省、環境省
制度の現状	<p>カルタヘナ法は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として策定された法律です。同法において、遺伝子組換え生物等を第二種使用等する者は拡散防止措置を執らなければならないとされています。また、同法においては、遺伝子組換え生物等の第二種使用等において、事故等が生じた場合には、応急措置を執るとともに、主務大臣への届出を行うことが義務づけられています。</p> <p>研究開発二種省令は、同法に基づき、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定めており、遺伝子組換え実験を行うに当たっては、適切な拡散防止措置を執らなければならないとされています。当該拡散防止措置としては、遺伝子組換え実験を行うための施設の要件及び実験に当たり遵守すべき事項を定めています。</p>
該当法令等	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための国内法であるカルタヘナ法において、遺伝子組換え生物等を第二種使用等する者は拡散防止措置を執らなければならないとされています。当該拡散防止措置は、遺伝子組換え実験を実施する施設等の要件と遺伝子組換え実験を実施するに当たっての遵守事項からなっております。特に、P1 レベルの拡散防止措置については、施設の要件は「実験室が、通常の生物の実験室としての構造及び設備を有すること」と定めているのみであり、その他に様々な遵守事項が定められています。このため、P1 レベルの遺伝子組換え実験に当たっては、各研究機関等において、遺伝子組換え実験を実施するに当たって遵守する事項を含め、適切な管理を行い、カルタヘナ法の目的である生物の多様性の確保を図る必要があります。</p> <p>なお、遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する事故等が生じた場合、カルタヘナ法第 15 条第 1 項に基づき、応急措置を執るとともに、主務大臣に届出をいただく必要があります。この際、事前に各研究機関等において、過去の経験も踏まえ事故等を想定した対応策を策定されることは、事故に際して適切な応急措置を速やかに執る観点からも適切な対応と考えます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 27 年 10 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 11 月 18 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 12 月 15 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	機能性表示範囲の拡大について
具体的内容	<p>①原材料・品目別に規制があるが、メーカーとして機能性があると根拠のあるものについては企業責任のもと、表示できるようにしていただきたい。</p> <p>②現在、機能性表示範囲として「糖類」は不可となっているが、特定保健用食品として認められている「糖類」については、機能性用商品として認めていただきたい。 例えば、ヤクルトの「ガラクトオリゴ糖」については、腸内環境改善として「お腹の調子を整える」効果が認められていることから、機能性表示として、よりお客様の健康増進として伝えるべきであると考え、「糖類」という項目で規制されていることから、現在、対象外となっている実態がある。</p>
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会
	所管省庁：消費者庁
制度の現状	<p>①機能性表示食品は基本的に全ての食品を対象としており、原材料、品目による制限はしていません。</p> <p>②食事摂取基準において摂取基準が規定されている成分を含め、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）別表第 9 の第 1 欄に掲げる成分は機能性関与成分の対象外です。</p>
該当法令等	食品表示基準、機能性表示食品の届出等に関するガイドライン
措置の分類	<p>①事実誤認</p> <p>②検討を予定</p>
措置の概要	<p>①機能性表示食品制度の対象食品は、原材料・品目別に規制しているわけではありません。</p> <p>②食事摂取基準において摂取基準が策定されている栄養成分については、「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書」（平成 26 年 7 月 30 日）において、我が国の健康・栄養政策との整合が図られなくなるおそれがあることから、今後更に慎重な検討が必要なものとされ、機能性関与成分の対象外としています。また、消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）において、機能性表示食品制度については、施行状況の把握を行い、必要に応じて制度の見直しを行うとともに、残された検討課題についても施行後速やかに検討に着手することとしています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 27 年 10 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 11 月 18 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 12 月 15 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	監理技術者等の雇用関係の考え方の見直し
具体的内容	<p>【提案内容】 建設業法第 26 条の規定により建設工事現場に置かなければならない「主任技術者」および「監理技術者」について、いわゆる親会社から子会社に向向中の社員については、「みなし社員」として、当該建設業者が施工する建設工事において、監理技術者として選任できるようにするべきである。</p> <p>【提案理由】 建設業法第 26 条の規定により建設工事現場に置かなければならない「主任技術者」および「監理技術者」については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならないとされている（国土交通省の運用マニュアルによる）。また、「在籍出向者」については、直接的な雇用関係とは言えないとあり、「監理技術者」とすることができない。 このように規制緩和することで、当該建業者を含むグループ企業内における人材交流を活性化し、技術力、経験値の蓄積に寄与するものと期待される。</p>
提案主体	(公社)関西経済連合会
	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。</p> <p>在籍出向者に関しては、特例的に出向元と出向先に資本関係がある場合等に在籍出向者を出向先の主任技術者又は監理技術者として配置することができる。</p>
該当法令等	<p>建設業法第 26 条 監理技術者制度運用マニュアル 「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 25 年国土建第 213 号）</p>
措置の分類	事実誤認
措置の概要	<p>建設工事の適正な施工を確保するためには、主任技術者又は監理技術者は所属する建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であり、これまでも厳格な運用を行ってきたところです。在籍出向者に関しては、出向元と出向先に資本関係がある場合等に在籍出向者を出向先の主任技術者又は監理技術者として配置することを、「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（平成 25 年 11 月 22 日国土建第 213 号）」等により、現行でも特例的に認めています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 27 年 10 月 19 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 11 月 9 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 11 月 30 日
-----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	教育ローンの割賦販売法の規制対象からの除外
具体的内容	<p>(具体的内容)</p> <p>顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外としていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>銀行が販売業者等との提携ローンを扱うためには、個別信用あっせん業者として経済産業省の登録を受けた上で、販売業者の勧誘の適切性について契約の都度調査を行ったり、年度ごとには取扱い状況等に関する詳細な報告書を提出するなど、業務遂行に伴う負担が非常に大きく、提携ローンを取り扱えないのが実態である。</p> <p>「教育ローン」については、国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等、国等の一定の関与が認められる教育機関が提携先であれば、顧客に不利益を与える可能性が極めて低いと思われるので、規制の対象外としていただきたい。</p> <p>学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられており、利用者の経済的な負担軽減や地方大学の進学率の改善にも寄与すると考える。(以上)</p>
提案主体	(一社)第二地方銀行協会
	所管省庁：経済産業省
制度の現状	平成 20 年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となりました。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となりました。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的な一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性（人的関係・資本関係等）の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。
該当法令等	割賦販売法（第 2 条第 4 項、第 35 条の 3 の 23、第 35 条の 3 の 60 第 2 項）
措置の分類	検討を予定
措置の概要	本提案を踏まえた個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議をした上で、平成 27 年 7 月に取りまとめた報告書において、「実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする」としております。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 27 年 10 月 21 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 11 月 9 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 11 月 30 日
-----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	輸出貿易管理令の対象品目から血漿分画製剤を外す
具体的内容	<p>要望内容</p> <p>血液製剤（輸血用製剤、血漿分画製剤）は輸出貿易管理令の対象品目になっていますが、国内自給の推進、安定供給体制の確保、献血の有効利用の観点から、私達は血漿分画製剤を輸出貿易管理令の対象から外すことを要望します。</p> <p>《1. 規制の現状》 昭和 41 年の輸出貿易管理令の改正において、輸出承認が必要な貨物に血液製剤が追加されました。その背景は当時、ベトナム戦争に日本の血液が軍事上の目的で使用されることへの倫理上の問題として国会で議論され、その結果、厚生省と通産省で協議し、「当分の間承認を停止する」とされた経緯があります。その後、自衛隊の持ち出しや、人道的な事では一部承認されていますが、現在は国内自給の確保のためとして実質的に輸出、或いは在庫として国内に一旦輸入した製品は海外に輸出できない状況にあります。</p> <p>《2. 要望理由》 私達は血液法で定められた安定供給の確保、国内自給の推進の観点から、国内原料血漿を海外に一旦輸出し、海外自社工場で製剤化して日本に輸入する事業モデルを検討する事を提案しています。これは国内自給が促進されるとともに、常時だけでなく危機時に、国内製造拠点だけに依存した安定供給リスクを低減できます。更に、血液代替製剤の供給拡大に伴い、製剤の原料血漿として有効利用されない国内原料血漿が増加しています。これを有効利用し、新興国で製剤が無くて死亡している患者に寄付、或いは低価格で輸出供給する国際貢献モデルを日本で検討する事を提案しています。しかし、国は国内自給と安定供給の観点から輸出は認めない方針を堅持しています。その理由は国内自給を根拠に輸出を認めないという、我々が国内自給を推進する観点から提案している事と同じ理由で輸出を認めないという矛盾した状況にあります。現状を継続する事は国民・献血者の不利益になるとともに倫理的な問題があります。血液法と輸出貿易管理令を関連付けて国内事業者を保護する政策を継続した結果、外資企業の一部が血液事業から撤退するとともに、新規参入を阻害しています。これは血漿分画製剤事業全体が弱体化し国際競争力の低下を招いています。</p> <p>《3. 要望が実現した場合の効果》 国内自給は向上し安定供給リスクが低減されます。更に国際貢献ができます。産業振興と国際貢献の観点で国内血漿分画製剤事業の強化を図ることができます。</p>
提案主体	民間団体

	所管省庁：厚生労働省、経済産業省
制度の現状	<p>血漿分画製剤の輸出は、「外国為替及び外国貿易法」（昭和 24 年法律第 228 号）に基づく「輸出貿易管理令」（昭和 24 年政令第 378 号）第 2 条により、経済産業大臣の「承認」が必要となっています。その運用は、「輸出貿易管理令の運用について」（輸出注意事項 62 第 11 号）及び「血液製剤の輸出承認について」（輸出注意事項 12 第 98 号）によって、自衛隊の持ち出しや人道的支援等の一部の例外措置を除き、「承認」は停止されています。</p>
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 48 条第 3 項 ・輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）第 2 条第 1 項第 1 号 ・輸出貿易管理令の運用について（輸出注意事項 62 第 11 号） ・血液製剤の輸出承認について（輸出注意事項 12 第 98 号） ・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 2 条第 1 項 ・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和 31 年厚生省令第 22 号）第 1 条 ・血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成 25 年厚生労働省告示第 247 号・平成 26 年厚生労働省告示第 439 号一部改正）
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（血液法）の基本理念として、「血液製剤は、国内自給（国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されることをいう。以下同じ。）が確保されることを基本とする」と掲げられています。（血液法第 3 条第 2 項）</p> <p>輸出貿易管理令の対象品目から血液製剤（血漿分画製剤）を外し、国外への輸出を可能とすることに關しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では血漿分画製剤について国内自給が達成されていないこと ・血液法の趣旨と相反する可能性があること（臓器と同様に人体から製造される血漿分画製剤が市場性を理由に国境を越えて売買されることに対する倫理性的問題、国内の無償による献血者の理解を得られるかという問題）

提案事項に対する所管省庁の回答

・国内事業者は国内自給のため、国内の需要を優先するのが第一と考えていることなどから、慎重な検討が必要と考えています。

一方で、血漿分画製剤を輸出できないことが国内事業者の事業効率に大きな影響を与えていることが考えられ、国内事業者の競争力を強化し、将来の国内自給を達成するためには、輸出の規制のあり方を含めた、血液事業全体の将来像を検討することが必要と考えております。

血液法第9条では、厚生労働省は「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」（基本方針）を定めており、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があれば変更することとしています。現行の基本方針に関する再検討を平成28年度から開始する予定ですので、その中で、ご提案の内容を含め輸出の規制のあり方については、関係省庁、関係部局、製造販売業者、日本赤十字社（血液事業本部）、医療関係者、血液製剤による薬害被害者等の関係者と調整しながら検討を進め、厚生労働省の審議会等の意見も聴取しながら、平成30年度までに結論を得て、基本方針の変更に反映する予定です。

経済産業省は上記基本方針や厚生労働省の審議会等の結果を踏まえ、関係省庁や関係部局等と調整し、必要に応じて輸出貿易管理令等の規制の改正を検討して参ります。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 27 年 4 月 20 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 5 月 15 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 12 月 15 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	配慮書・方法書手続きの簡略化
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>地熱発電事業の場合、計画案は単一案とならざるを得ないケースが大半と想定される。単一案の計画の場合には、配慮書と方法書の記載内容がほぼ同一であることから、例えば住民意見の聴取を省略することを可能にする等、配慮書手続きの簡略化の検討をお願いしたい。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>環境影響評価法第三条の七および発電所アセス省令第十二条において、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるものとされている。</p> <p>地熱発電計画の場合、他の発電事業とは異なり、地形的な制約や地下資源賦存の制約から生産井・還元井の位置が限定され、また当該坑井の位置および地盤の強度により発電設備等の位置が限定されるため、生産井・還元井を含めた発電所の位置、レイアウト等は単一案とならざるを得ないケースが大半と想定され、この場合、配慮書と方法書の記載内容がほぼ同一となる。一方で、住民意見の聴取については、方法書段階でも実施されること、また方法書段階で聴取された意見は当該時点で計画に反映されることから、配慮書段階ではこれを省略することが可能であると考え。なお実態として、事前調査等を実施する段階で地元の合意が必要であり、自治会・温泉組合等との意見交換会を通じて住民の合意を得なければ環境アセスメントにも着手できない点を申し添える。</p>
提案主体	日本地熱協会

	所管省庁：経済産業省、環境省
制度の現状	環境影響評価法第 2 章第 1 節において、配慮書の手続に関して規定しています。第 3 条の 7 第 1 項では、主務省令で定めるところにより、一般からの意見を求めるように努める旨規定されており、主務省令（発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令）第 1 2 条では、一般からの意見を原則として求めるべきこと又は求めない場合にはその理由を明らかにすることを規定しています。
該当法令等	発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 等
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>環境影響評価法第三条の七及び主務省令においては、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めるよう規定しており、努力規定としています。そのため、現行においても事業者が正当な理由を明らかにすれば求めないことも可能とされています。</p> <p>なお、地熱発電の立地に当たり地元との合意を含めた手続の合理化に資するため、平成 28 年度より「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業」（環境省）において、地域主導による適地抽出手法についてのガイドを作成するよう、予算要求を行っています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成 27 年 4 月 20 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 5 月 15 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 12 月 15 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	地熱発電における環境アセスメントの規模要件の見直し
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>エネルギー基本計画並びに新たに策定される温室効果ガス排出削減目標の達成を実現すべく、地熱発電の導入を着実に進めるため、環境影響評価法における規模要件の緩和をご検討頂きたい。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>環境影響評価法施行令第 1 条の別表第 1 の 5 「ト」・「チ」では、環境影響評価の対象となる地熱発電所について、一律に、「第一種事業で 10,000kW 以上、第二種事業で 7,500kW 以上 10,000kW 未満」と定めているが、再生可能エネルギー発電設備の固定価格買取制度施行後においてなお、地熱資源量（世界第 3 位、2,347 万 kW）に比して設備容量（世界第 8 位、52 万 kW）は未だ十分ではなく、低廉で安定したベースロード電源である地熱発電を最大限導入していく必要がある。</p> <p>地熱発電計画の推進を阻害する要因の一つに、リードタイムの長さがあげられる。大規模地熱発電の開発には、初期の調査から発電所建設まで 10 年を超える期間を要するため、この期間を短縮することが地熱発電の導入拡大につながることから、期間短縮の一助とすべく環境影響評価法における規模要件の緩和をご検討頂きたい。</p> <p>また、各自治体において、自然環境・生活環境や地熱発電による地域振興などの各地域の実情に即して環境影響評価条例などにより判断頂くことで、適切な環境影響評価が実施出来るとともに、環境影響評価手続の迅速化や行政手続の効率化を図ることが可能である。</p>
提案主体	日本地熱協会

	所管省庁：経済産業省、環境省
制度の現状	環境影響評価法施行令において、出力 1 万キロワット以上である地熱発電所の設置の工事業及び出力 1 万キロワット以上である発電設備の新設を伴う地熱発電所の変更の工事業を第一種事業として、出力 7 千 500 万キロワット以上 1 万キロワット未満である地熱発電所の設置の工事業及び出力 7 千 500 万キロワット以上 1 万キロワット未満である発電設備の新設を伴う地熱発電所の変更の工事業を第二種事業として規定し、環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価手続の対象としています。
該当法令等	環境影響評価法施行令
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>環境影響評価法における地熱発電所の対象規模は、環境影響が大きくなる生産井の規模や植生への影響等を勘案したものであり、環境影響評価は、環境や地元に配慮しつつ地熱発電の立地を円滑に進めていただくための重要な手続です。現時点において規模要件の緩和に関する検討が必要とは考えていませんが、今後の評価案件の状況等によっては、必要に応じ検討を行います。</p> <p>なお、地熱発電所の設置に当たってのリードタイムの短縮については、平成 26 年度より「環境アセスメント調査早期実施実証事業」（経済産業省）において、手続期間の半減を目指すとともに、平成 28 年度より「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業」（環境省）において、所要期間を短縮するガイドを作成するよう、予算要求を行っています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：5

受付日：平成 27 年 10 月 16 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 11 月 9 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 12 月 15 日
-----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	圧力容器構造規格の強度計算における腐れ代の取扱いについて
具体的内容	<p><提案の具体的内容></p> <p>第一種圧力容器の開放検査周期認定に係る余寿命算出において、構造規格上の必要最小板厚から腐れ代を除いた値で計算することを認める。</p> <p><提案理由></p> <p>圧力容器構造規格に基づいて製作を行う際、必要最小板厚を計算する式に腐れ代 1mm を加える規定があるため、製作最小板厚は、計算式による厚さ+1mm となる。また、保全を行うときの必要最小板厚についても、計算式による厚さ+1mm とされている。一方で、高圧ガス保安法の特定設備検査規則では、製作時の必要最小板厚は計算式+腐れ代であるが、保全を行うときの必要最小板厚は計算式による厚さとなっており、腐れ代は含まれない。</p> <p>第一種圧力容器は連続運転認定に合格すれば 4 年連続運転を行うことができ、認定検査において耐圧部の余寿命は 1.5 倍の 6 年以上を求められる。余寿命を算出する際に計算式+1mm を基準にして計算することになるが、腐れ代 1mm のために、6 年以上の余寿命を確保できないケースが生じたときは、検査周期は 2 年に降格してしまう。腐れ代は、将来の減肉を見込んだ製作時の余裕代であり、使用開始後も常にその値を確保する必要はないと考えられる。</p>
提案主体	石油連盟

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）第 75 条第 1 項ただし書きに基づいて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」といいます。）第 41 条第 2 項の性能検査時に第一種圧力容器の冷却及び掃除をしないことができる開放検査周期認定については、平成 20 年 3 月 27 日付け基発 0327003 号「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」により運用しているところですが、当該通達では第一種圧力容器の余寿命を「腐食・磨食に対する余寿命診断が実施され、構造規格上の最小板厚に対する母材の余寿命が、開放検査後の運転を開始した日又はしようとする日から起算して 6 年以上あることが確認されていること。」等により評価しています。</p> <p>なお、法第 42 条の規定に基づき、第一種圧力容器については、厚生労働大臣が定める規格（圧力容器構造規格）を具備しなければ譲渡し、貸与し、又は設置してはならないこととなっており、圧力容器構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号）第 11 条等において最小板厚を「板に生じる圧力と板の許容引張圧力とが等しくなる場合の厚さ（計算式による厚さ）+腐れ代（1mm 以上）」と規定しています。</p>
該当法令等	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）第 40 条及び第 75 条 圧力容器構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号）第 11 条 平成 20 年 3 月 27 日付け基発第 0327003 号「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」
措置の分類	検討に着手
措置の概要	第一種圧力容器の開放検査周期認定に係る余寿命算出における腐れ代の取扱いにつき、見直しを検討しているところです。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：6

受付日：平成27年10月27日

所管省庁への検討要請日：平成27年11月9日

回答取りまとめ日：平成27年12月15日

提案事項	廃棄物処理法に定める産業廃棄物の定義の見直し
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>リース会社が排出する繊維くずについて、一般廃棄物ではなく、産業廃棄物として処分できるように廃棄物処理法施行令の定義を改正すること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①廃棄物処理法において、「繊維くず」は、「特定の事業活動に伴うもの」として繊維工業・建設業から排出される「繊維くず」のみが産業廃棄物として定義されている（廃棄物処理法施行令第2条第2号）。</p> <p>②リース業（物品賃貸業）は、「特定の事業」に該当しないため、リース期間終了後、リース会社が顧客から返還されたリース終了物件（布団、カーテン、制服等の繊維製品）を廃棄物として排出する場合、一般廃棄物として処理することになる。</p> <p>③リース会社が排出する廃棄物は比較的大量であることから、廃棄物となった繊維製品を一般廃棄物として処分することは極めて困難であり、また産業廃棄物処分業者に対して処理を委託することもできず、関係者と相談しながら、個々の案件ごとに処分を行っているが、排出事業者に過大な負担（関係者との相談に要する時間、処分方法が決まるまでの廃棄物の保管費用等）が生じている。</p> <p>④また、化学繊維は廃プラスチックに該当し、産業廃棄物として処分することができるが、例えば、天然繊維（繊維くず）と化学繊維が混紡されたものなどが廃棄物となった場合、処分のためにこれらを分離することは非現実的であり、また、金属製品や木製品に繊維が付着している場合もあり、廃棄物の適正処分の観点から、リース業が排出する繊維くずについては、産業廃棄物として処分できるようにすることが強く望まれる。</p>
提案主体	(公社)リース事業協会
	所管省庁：環境省
制度の現状	<p>産業廃棄物の種類は、その物の性状、処理の体系等から市町村が処理責任を負う一般廃棄物としてではなく、事業者が処理責任を負う産業廃棄物として扱うことが廃棄物処理法上適切かどうか等の要素を考慮して定めているものです。</p> <p>「繊維くず」については、建設業に係るもの、繊維工業に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものを産業廃棄物として定義されています。</p>
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令2条第3号
措置の分類	検討を予定
措置の概要	リース業において廃棄物となる繊維製品については、性状、排出量や処理困難状況等の調査や関係者からの意見聴取等を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じてその廃棄物処理法上の取扱いについて検討してまいります。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：7

受付日：平成 27 年 10 月 28 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 11 月 18 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 12 月 15 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	電子申込型電子募集取扱業務におけるクレジットカードを使用した決済
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>電子申込型電子募集取扱業務における匿名組合契約の持分の購入（投資型クラウドファンディングのスキームを想定）において、クレジットカードによる決済を可能とすること（累積投資契約の場合と同様の例外の設定）。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、電子申込型電子募集取扱業務においては、金商法第 44 条の 2 に基づき、クレジットカードによる決済が認められておりません。しかし、累積投資契約による売買においては内閣府令第 148 条により、例外的にクレジットカードによる決済が認められています。電子申込型電子募集取扱業務における匿名組合契約の持分の購入においても、累積投資契約による売買の場合と同様に信用供与額に上限を設けた上で、クレジットカード等によるみなし有価証券の取得を可能にすることで、決済手段が広がり、投資家の利便性に資すると考えられます。このような理由から、表題についての規制等の見直しを提案いたします。</p>
提案主体	民間企業
制度の現状	<p>所管省庁：金融庁</p> <p>金融商品取引業者が信用取引以外の方法による金銭の貸付けその他信用の供与をすることを条件として金融商品取引契約を締結又は勧誘する行為については、クレジットカード決済を含め原則として禁止されています。</p>
該当法令等	<p>金融商品取引法第 44 条の 2 第 1 項第 3 号</p> <p>金融商品取引業等に関する内閣府令第 149 条</p>
措置の分類	検討を予定
措置の概要	投資型クラウドファンディングに係るクレジットカード決済については、投資家の利便性向上の観点や、金商法第 44 条の 2 及び金商業等府令第 149 条第 1 号の趣旨である過当取引の抑制等の観点にも留意しながら、検討を行います。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：8

受付日：平成 27 年 10 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 11 月 18 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 12 月 15 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	酒類棚卸の柔軟な対応及び記帳帳票の簡素化について
具体的内容	<p>①3ヶ月を超えない範囲の月末に実施する酒類棚卸を月中でも可としていただきたい。</p> <p>②酒類の棚卸は3ヶ月を超えない範囲の月末に実施し、在庫数量を酒類区別に酒類受払帳に当該期間の販売数量と併せて記載することが酒税法に規定されているが、他の商品と同様に月中での棚卸を可としていただきたい。</p>
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁：財務省
制度の現状	<p>酒税法では、酒類の販売業者に対して酒類の受入れ及び販売の事実を帳簿に記載しなければならないこととされており、そのうち販売の事実に関しては、払い出した酒類の区分及び種別ごとに、その数量、価格、払出しの年月日、受取人の住所及び氏名又は名称並びに受取先の所在地及び名称を記載しなければならないこととされています。</p> <p>なお、酒類販売業者が次に掲げる(1)及び(2)に掲げる事項を厳守する場合には、払い出した酒類のうち、卸売（製造者又は販売業者に販売することをいいます。）したもの以外のものに限り、払い出した酒類の数量及び払出しの年月日の記載に代えて、払い出した酒類の数量を3か月を超えない期間中の合計数量により一括して記帳してもよいこととしています。</p> <p>(1) 受け入れた酒類の全部について、その受入れの都度当該酒類の引渡人から、同法施行令第52条第2項第1号に掲げる事項が記載された伝票の交付を受け、これを5年以上保存しておくこと</p> <p>(2) 3か月を超えない月の月末において現品の棚卸しを行うこと</p>
該当法令等	<p>酒税法第46条</p> <p>酒税法施行令第52条第2項第2号</p> <p>法令解釈通達第2編第46条4</p>
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>消費者等への販売（小売段階の払出し）については、酒類の最終流通段階であること、また、不特定多数の者への販売であることから、法の趣旨を逸脱しない範囲内で、酒類販売業者に対して、一定の要件の下で法令解釈通達で特例的に一括記帳を認めているものですが、法令解釈通達第2編第46条4(2)に規定する一括記帳を認める要件について、酒類の販売業者の事務負担軽減の観点から、ご指摘の月中の棚卸しを可能とすることを含め2016年上半期までに検討します。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：9

受付日：平成 27 年 10 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 11 月 18 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 12 月 15 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	消費増税に伴う、景表法（ベタ付け景品の上限額）について
具体的内容	<p>①景表法のベタ付け上限金額を「税抜き 200 円」にしていただきたい。</p> <p>②景表法のベタ付け上限金額は税込 200 円であるが、2014 年 4 月の消費税率の引き上げ後（5%⇒8%）も変わっていない。</p> <p>今後も消費税率の引き上げ（10%）が行われる予定だが、これまでのままの考え方では、景品の実質的価値は消費税率が引き上げられる度に下がることになると思われる。</p>
提案主体	（一社）日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁：消費者庁
制度の現状	<p>不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」といいます。）第 3 条は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な商品選択を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣は景品類の提供に関する事項（景品類の価額の最高額等）の制限又は景品類の提供の禁止をすることができる旨を定めています。いわゆる総付景品の提供に関する事項の制限については、同条の規定に基づき、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和 52 年公正取引委員会告示第 5 号）が制定されており、「懸賞・・・によらないで提供する景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額の十分の二の金額（当該金額が二百円未満の場合にあつては、二百円）の範囲内であつて、正常な商慣習に照らして適当と認められる限度を超えてはならない」と定められています。</p> <p>そして、景品類の価額の算定方法は、「景品類の価額の算定基準について」（昭和 53 年公正取引委員会事務局長通達第 9 号）において、「景品類の提供を受ける者が、それを通常購入するときの価格による」とされています。</p>
該当法令等	景品表示法第 3 条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>景品表示法上、景品類とは、顧客を誘引するための手段として、商品又は役務の取引に付随して、取引の相手方に提供する物品、金銭などの経済上の利益をいいます。景品表示法は、事業者が過大な景品類を提供することにより、不当に顧客を誘引することを規制しています。制度の現状に記載のとおり、景品類の価額について、「景品類の提供を受ける者が、それを通常購入するときの価格による」とされているのは、景品類の価額が多額になるほど顧客誘引効果が大きくなることから、景品類の価額は、景品類の提供を受ける者がいくらの利益を得たと感ずるかの観点から算定することが適当であると考えられるためです。消費税の性格上、原則として全ての国内における商品又は役務の取引が課税対象とされていますので、景品類の提供を受ける者が「通常購入するときの価格」には消費税が含まれます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号：10

受付日：平成 27 年 10 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 11 月 18 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 12 月 15 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	法定調書に係るデータを所轄税務署宛て提出する際の事務手続の簡素化
具体的内容	<p>・現在、所得税法上、法定調書は、書面により所轄の税務署に提出することを原則としているが、法定調書の種類ごとに基準年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が、1000枚以上である場合は、インターネットを利用したe-Tax（国税電子申告・納税システム）を使用して提出する方法又は光ディスク等（CD・DVDなど）により提出する方法が認められている。この様な現状を踏まえ、以下の要望事項についてご検討をいただきたい。</p> <p><(1) e-Tax（国税電子申告・納税システム）による作成・提出対象となる法定調書の範囲の拡大></p> <p>・現在、e-Tax（国税電子申告・納税システム）・e-Taxソフト（WEB版）において、給与所得者の法定調書等の特定の調書については、合計5000枚かつ10MBを上限としてCSVファイルの送付が認められているが、生命保険関係の支払調書はその対象に含まれていない。また、仮に生命保険関係の支払調書が対象に含まれた場合でも、業務の特性上、一度に多量のデータを送付する必要があるため、送付可能なデータ容量の上限を超えてしまう可能性がある。</p> <p>・よって、データ提出に係る効率性の観点より、生命保険関係の支払調書を当該システムの対象に加えるとともに、一度に送信できるデータ容量の上限を拡大いただきたい。</p> <p><(2) 法定調書に係るデータの提出方法の選択肢の拡大></p> <p>・現在、光ディスク等（CD・DVDなど）により提出する場合、担当者が所管の税務署に直接持ち込む、または郵送する等の対応を行っており、データ提出に係る効率性が損なわれている。</p> <p>・よって、現在の持ち込みや郵送の方法に加えて、たとえば、国税庁と事業者間に専用回線を開設する等、事業者が法定調書に係るデータの送受信をより効率的に行う方法についてご検討をいただきたい。</p> <p>・これらの要望の実現によって、より安全かつ効率的な法定調書に係るデータの提出が可能となる。</p>
提案主体	(一社)生命保険協会

	所管省庁：財務省
制度の現状	<p>・所得税法上、各法定調書については、書面により所轄の税務署に提出することを原則としておりますが、法定調書の種類ごとに基準年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が、1000枚以上である場合又は所轄税務署の承認を受けた場合においては、書面での提出に代えてe-Tax又は光ディスク等により提出する方法が認められております。</p> <p>・現在、e-Taxソフト（WEB版）においては、給与所得の源泉徴収票等6種類の調書について、合計5,000枚かつ10MBを上限として、「法定資料を光ディスク及び磁気ディスクにより提出する場合の標準規格等の制定について（法令解釈通達）」に定められたCSVファイルを読み込むことにより、自動的にe-Taxで送信可能な形式へと変換し送付する機能の提供を行っているところです。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、生命保険関係の支払調書については、当該機能には対応しておりません。</p>
該当法令等	所得税法第228条の4、所得税法施行規則第97条の4、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第5条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>(1)e-Taxソフト（WEB版）による作成・提出対象となる法定調書の範囲の拡大について</p> <p>ご提案の内容については、e-Taxソフト（WEB版）の仕組上、事業者の方のパソコン等の性能に依存する点が多く、e-Taxソフト（WEB版）でご提案の内容を実現するためには、事業者の方のパソコン等について、より高性能な機器に更新していただくなどの負担が生じるほか、e-Taxソフト（WEB版）のシステム開発を行うに当たっては費用対効果を考慮し、多くの事業者の方が利用する給与所得の源泉徴収票等の6調書を対象としている点につきご理解願います。</p> <p>しかしながら、一度に大量の法定調書を提出する必要がある特定の事業者の方につきましても、より快適にe-Taxを利用した法定調書の提出が可能となるよう、e-Taxソフト（WEB版）の改修という枠組みにとらわれず、e-Taxシステム本体の大量送信に向けたより一層の機能向上について、予算事情等も考慮のうえ、引き続き検討してまいります。</p> <p>(2) 法定調書に係るデータの提出方法の選択肢の拡大について</p> <p>ご要望につきましては、上記（1）のとおり、e-Taxの更なる利便性向上を検討することをもって、データ提出に係る効率性の向上を実現してまいりたいと考えております。</p> <p>いずれにせよ、今後とも、法定調書の電子的提出を推進し、提出義務者の方の利便性の向上を図ってまいります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号:11

受付日：平成 27 年 10 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 11 月 18 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 12 月 15 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	特殊車両通行許可の標準処理期間の見直し
具体的内容	申請経路が「道路情報便覧」に記載された路線で完結している申請はほとんどなく、行政手続法第 5 条第 1 項第 2 項並びに第 6 条で規定する標準処理期間は有名無実となっている。申請から許可までの期間が全く推測できないため、その後の運行に多大なる支障があり、工事車両運搬等についても、工事の遅れの原因ともなっている。許可までの期間は走行できず、経済的損失も看過できないことから、まずは標準処理期間を定めていただき、さらに期間の短縮に努めていただきたい。 申請経路が「道路情報便覧」に記載された路線で完結しない場合の標準処理期間を短く定めることが申請者や荷主ひいては国民の安心の確保に繋がる。国民の財産である道路や橋梁を守るため、通行許可制度は必要であり、無許可走行は取り締まるべきだが、取り締まりを強化した結果、申請件数が増大している現実を見据え、審査の人員を増加させ、標準処理期間を短縮する方向で見直すべきである。
提案主体	日本行政書士会連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊でありやむを得ないと認めるときは、車両を通行させようとする者の申請に基づいて、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、車両制限令で定める車両の諸元の最高限度を超える車両の通行を許可することができる。 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めなければならない。
該当法令等	道路法第 47 条の 2 第 1 項 行政手続法第 6 条
措置の分類	対応不可
措置の概要	特殊車両通行許可申請の審査は「道路情報便覧」に記載のある経路について、システムを利用し、一律の審査が行えるように審査事務の効率化を図っているところです。他方、「道路情報便覧」に記載のない経路は、各道路管理者において車両諸元をもとに個別審査が必要となり、申請経路によって審査する道路管理者や審査箇所が異なることとなります。このため、「道路情報便覧」に記載のない経路を含む申請は、申請から許可までの期間にばらつきが出ることになり、標準処理期間を設定することは困難です。 なお、オンライン申請においては申請状況の見える化する取組を行っており、現在の申請処理状況をオンラインで確認することができます。また、簡易算定機能により個別審査箇所を特定することが可能となるため、協議が必要となる道路管理者の数や箇所数を確認することができます。 許可期間の短縮に関しては、平成 26 年 5 月 9 日付けで公表した「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、効率的で迅速な審査を実施するため、平成 27 年度より段階的に審査体制の集約化を進めているところです。引き続き、直轄の出先機関（国道事務所等）において職員の体制や環境整備が整い次第、順次集約化を進めて参ります。併せて、システムの改修を行うなど、効率的・迅速な審査が可能となるよう改善策を検討・実施しているところです。

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号: 12

受付日: 平成 27 年 10 月 31 日	所管省庁への検討要請日: 平成 27 年 11 月 18 日	回答取りまとめ日: 平成 27 年 12 月 15 日
------------------------	--------------------------------	-----------------------------

提案事項	自動車の登録制度の問題と改善について
具体的内容	<p>1. 封印制度の無駄と経済的損失</p> <p>道路運送車両法により、自動車の登録車については封印を取り付けないと公道を走行できないことになっております。法律の目的は、財産としての車を保護する所有権の公証と防犯にあると思っておりますが、車は法律から制定された時代よりはるかに普及して財産というよりは日常生活に欠かせない必需品となっておりますし、防犯という点から考えても技術の凄まじい進歩は新たな防犯装置を可能にしていますので封印が果たしてきた役割は終わっていると考えます。</p> <p>封印のために運輸支局や出張封印場に車を移動しなければならないことによる燃料、時間等の経済的損失、封印があるための出張封印場の設置、複雑な手続き等による行政上の無駄が発生し、その負担が車を使用するユーザーの負担となっております。</p> <p>販売台数の4割にもなろうとしている軽自動車には封印は義務づけられていませんが、何ら社会的問題になることは発生していません。封印を廃止すべきと考えます。</p> <p>2. OSSに関する問題</p> <p>平成18年からOSSが稼働を開始し現在では11都府県で新車のみ限定して稼働しておりますが、会計検査院も指摘していますように本来の意味での電子申請は稼働から10年を経過しますが僅か数%にも満たないという状態であります。平成23年度の国土交通省のデータでは利用率が0.54%となっております。また、システムの開発、メンテナンス費に数百億円を費やしております。会計検査院からの指摘後ハイブリット方式＝一部電子、一部紙申請という方式で電子申請の普及を図っていますが、今までの窓口申請より手間が掛かったり、煩雑になったり、外郭団体の存在が改革、改善されなかったり、目的とする国民負担の軽減になっておりません。</p> <p>普及しない最大の原因は、国民が直接手続きを行うあるいは多様な選択肢をユーザーに提供するということを前提にしないで現在の登録制度あるいは存在している外郭団体をそのまま利用することを前提にシステムが開発されているためと考えます。国民が利用できることを前提としたシステムとすべきと考えます。</p> <p>封印の廃止、軽自動車と同様な届出制、車庫証明と登録の分離等々短期、長期を含めて改善することは沢山あると考えます。</p>
提案主体	行政書士法人自動車登録センター新潟

	所管省庁: 警察庁、国土交通省
制度の現状	<p>1. 封印制度の無駄と経済的損失</p> <p>登録自動車については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、自動車登録ファイルに登録を受けることにより自動車の所有権の公証を行っており、登録されている旨を明らかにするため、法第11条の規定に基づき、自動車登録番号標を自動車に取り付けた上、封印の取付けを受けなければならないとしています。このように登録自動車は、封印の取付けにより自動車登録番号標の取り外しが防止され、所有権の公証がされている登録自動車と、各種の行政目的のために自動車を特定する自動車登録番号標の真正な関係が確保されています。一方、軽自動車は登録自動車と比べて一般的に財産的価値が低く、国による所有権の公証を行う必要性が乏しいと考えられることから、上記の登録の対象となっておらず、封印の取付けも求めておりません。</p> <p>また、封印の取付けは、法第28条の3第1項の規定により、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第13条に定める封印の取付けを行うことが登録自動車の所有者の利便を増進するものであること等の要件を備えるものに委託をすることができるとしており、運輸支局や出張封印場のみならず、委託を受けた自動車ディーラー等の事業場においても封印の取付けが行われており、ユーザーの負担が過度なものとならないように配慮しています。</p> <p>2. OSSに関する問題</p> <p>自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）については、平成17年12月から新車新規登録（型式指定車（登録車））を対象に稼働を開始し、その後も利便性向上のための取組みを行ってきた結果、平成26年度では、対象手続の6割以上でOSSが利用されております。</p> <p>また、OSSにより行政手続の合理化が図られることにより、ユーザーがディーラーに支払う手続の代行手数料が減額されるなど、国民の負担軽減につながっております。</p>
該当法令等	道路運送車両法第11条、第28条の3、道路運送車両法施行規則第8条、第12条、第13条、第14条、第15条、第15条の2、第15条の3、第15条の4、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条
措置の分類	<p>1 対応不可</p> <p>2 事実誤認</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

措置の概要	<p>1. 封印制度の無駄と経済的損失</p> <p>制度の現状に記載したとおり、封印の取付けが行われない場合、自動車登録ファイルに登録を受けて所有権の公証がされている自動車と、各種の行政目的のために自動車を特定しようとする自動車登録番号標との真正な関係を確保できなくなるため、ご提案の内容に対応することは困難と考えます。</p> <p>2. OSS に関する問題</p> <p>制度の現状に記載したとおり、OSS は、対象手続の6割以上で利用されており、国民の負担軽減にもつながっているなど、提案内容に事実誤認があります。</p> <p>なお、OSS の利用促進による更なる国民負担の軽減のため、OSS については「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」に基づき、平成 29 年度までに全国展開及び対象手続拡大により抜本的に拡大するべく取り組みを進めており、また、今後も関係者の意見を踏まえつつ、利便性向上に努めることとしております。</p>
-------	--

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関連

番号:13

受付日：平成27年10月31日	所管省庁への検討要請日：平成27年11月18日	回答取りまとめ日：平成27年12月15日
-----------------	-------------------------	----------------------

提案事項	臨時報告書提出事由の明確化等
具体的内容	<p>国内届出のみを行ったオフリング案件において、海外投資家に情報提供として当該案件のタームシートを送付しても、臨時報告書提出事由（本邦以外の地域における募集・売出し）に該当しないことを、ガイドライン等により明確化して頂きたい。</p> <p>現行の法令では、国内届出のみを行ったオフリング案件に関し、海外投資家に対して対象案件に係るタームシートを送付することさえも、単なる「情報提供」を超えて、「勧誘」に該当する懸念があり、本邦以外の地域における募集・売出しとして、臨時報告書提出事由に該当するリスクがある。</p> <p>このため、証券会社によっては、こうしたタームシートの送付を、海外投資家からリクエストがあった場合等に限定せざるを得ない状況にある。</p> <p>一方、海外投資家には、国内募集案件であっても株価に影響がある以上、案件情報を、案件の都度リクエストするのではなく、常に送ってほしいというニーズがある。</p> <p>オフリング総額を対象に国内届出がなされている場合は、その一部において海外で勧誘行為が行われても臨時報告書提出事由には該当しないという適用除外の手当てが立法論としては望ましいと考える。（但し、当該海外勧誘行為は、海外対象地域における法規制を遵守する形で行われることは言うまでもなく、本件はあくまで本邦法令に係る範囲での議論である）</p> <p>当該事由による臨時報告書提出義務は、国内届出を伴わない海外のみでの募集・売出しについて、これを金商法の保護法益である国内投資者に知らしめることがその立法趣旨と解されることから、国内届出がなされ、その一部を海外で勧誘する場合は、臨時報告書提出事由に該当しないという整理がその立法趣旨には沿っていると考えられる。</p>
提案主体	民間企業

	所管省庁：金融庁
制度の現状	株券、新株予約権証券又は新株予約券付社債券等の募集又は売出しのうち、発行価額又は売出総額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合、有価証券の種類等の必要な事項を記載した臨時報告書を遅滞なく提出することとされています。
該当法令等	企業内容等の開示に関する内閣府令19条2項1号
措置の分類	現行制度下で対応可能、検討を予定
措置の概要	<p>本件については、事案ごとに、その実態に応じて個別具体的に判断することが必要となりますが、一般的には、国内居住者のみに対して有価証券の取得勧誘が行われるものであることを明示したものであって、海外居住者が取得できないものであり、単に提供するだけであれば、当該国内における有価証券の募集に係る有価証券届出書に記載された情報を海外居住者に単に提供する行為は、臨時報告書の提出事由にあたらないとの取扱いが行われてきています。本件については、事案ごとに、その実態に応じて個別具体的に判断することが必要となりますが、一般的には、国内居住者のみに対して有価証券の取得勧誘が行われるものであることを明示したものであって、海外居住者が取得できないものであり、単に提供するだけであれば、当該国内における有価証券の募集に係る有価証券届出書に記載された情報を海外居住者に単に提供する行為は、臨時報告書の提出事由にあたらないとの取扱いが行われてきています。</p> <p>国内募集と同時に海外募集を行う場合、臨時報告書に記載すべき事項が全て有価証券届出書に記載されているときには臨時報告書の提出を不要とすることができないか検討してまいります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 27 年 10 月 30 日

所管省庁への検討要請日：平成 27 年 11 月 18 日

回答取りまとめ日：平成 27 年 12 月 15 日

提案事項	貨物運送事業法の規制緩和について
具体的内容	<p>①買物難民等、お困りの方々に対して食事や生活必需品をお届けする場合の基準を緩和していただきたい</p> <p>②現在、事業者自身が所有している以外の商品を 125cc 以上の車両にてお届けする場合には「一般貨物自動車運送業」の許可が必要となっている。</p> <p>コンビニエンスストアではインターネットで注文して商品を店頭で受け取る拠点としても利用されている。これらの商品をお客様が何らかの理由で取りに来られない場合、第三者の所有物を有償で運ぶこととなり、規制の対象となる。</p> <p>結果、許可を受けた者以外は運べない状態となるため、実質は対応が不可能となる。</p> <p>「高齢者の孤立化」、「買物難民への対応」等、社会的な課題の解決に役立ちたいと考えているが、この規制が障壁となっているため、配達専業ではなくお客様のニーズによって行う一定の配達サービスについては、「一般貨物自動車運送業」の許可がなくても普通自動車での配達が行えるように規制を緩和していただきたい。</p>
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会
	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送するためには、貨物自動車運送事業法第 3 条の規定により、一般貨物自動車運送事業に係る許可を受ける必要があります。</p> <p>他方、他人の需要に応じ、有償で、三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車（以下「軽自動車等」という。）を使用して貨物を運送する場合は、貨物自動車運送事業法第 36 条の規定により、貨物軽自動車運送事業に係る届出のみで事業を開始することができます。</p>
該当法令等	貨物自動車運送事業法第 3 条、第 36 条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	125cc を超える総排気量であっても、軽自動車等を使用して買物が困難な方への生活必需品の運送等を行う場合は、事業許可は不要であり、届出のみで事業を開始することができます。